

令和 5 年度

国政に関する要望書

令和 4 年 8 月

神奈川県町村会

目 次

1 地方分権と地方創生の一層の推進

(1) 地方分権改革における「提案募集方式」の推進	1
(2) 町村事務負担の軽減	1
(3) 自主財源による行財政運営	2
(4) 地方交付税改革の推進	3
(5) 地方公務員の給与制度における地域手当	3
(6) 地方創生の推進	3
(7) 空き家対策に対する財政措置	4
(8) マイナンバーカード利活用推進における財政措置	4
(9) 自治体DX推進計画の実現に向けた支援の拡充	4
(10) 基幹統計調査結果情報収集での自治体専用ページ設置	5
(11) 税収の落込みに対し発行できる新たな地方債の創設	5
(12) 国庫補助金等の予算措置	5
(13) 随意契約に関する法令の改正	5

2 防災・防犯対策の充実強化

(1) 地震等防災対策の充実強化	6
(2) 原子力災害対策の強化	7
(3) 防犯環境の視点からのまちづくりの推進	8
(4) 警察官の増員と交番の増設	8
(5) 公共施設等総合管理計画推進の円滑な運用	8
(6) 防災・減災対策への迅速な対応	8
(7) 災害等における避難所開設に伴う財政措置	9
(8) 災害発生時情報共有化システムの創設	9

3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

(1) 森林等自然環境の保全	10
(2) 循環型社会形成の一層の推進	10
(3) 地球温暖化防止に向けた支援の充実	11
(4) 航空機による騒音対応の強化	11
(5) 新たな外国人材受入れ環境の整備	11

4 保健・医療・福祉対策の充実強化

(1) 地域保健医療対策の充実	12
(2) 国民健康保険制度等の改革	13
(3) 介護保険制度の充実	14
(4) 少子化対策の充実	15
(5) 障害者福祉施策の充実	16
(6) こども家庭庁の創設に伴う情報提供	16
(7) 2040年を見据えた社会保障制度の見直し	16
(8) 子供の貧困対策のためのデータベース化	16
(9) 隣接自治体との生活圏等を勘案した生活保護級地の見直し	16

5 産業の振興及び観光施策の推進

(1) ジビエ活用を重視した有害鳥獣施策推進の見直し	18
(2) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る活動経費単価の見直し	18
(3) 地域産業振興対策等の推進	18
(4) 観光施策の推進	19

6 都市基盤等の整備促進

(1) 道路整備の財源確保	20
(2) 道路整備の促進	20
(3) 河川海岸の整備促進	21
(4) 上下水道の整備促進	21
(5) 社会資本整備総合交付金の充実	21
(6) 地域公共交通の充実	22
(7) 街区公園等規模の小さな公園の大規模改修及び 新規整備に係る補助制度の創設	22

7 教育の振興

(1) 就学前児童の教育充実	23
(2) 学校教育の振興	23

1 地方分権と地方創生の一層の推進

提出先 内閣府・総務省

【要望項目】

- (1) 地方分権改革における「提案募集方式」の推進
- (2) 町村事務負担の軽減
- (3) 自主財源による行財政運営
- (4) 地方交付税改革の推進
- (5) 地方公務員の給与制度における地域手当
- (6) 地方創生の推進
- (7) 空き家対策に対する財政措置
- (8) マイナンバーカード利活用推進における財政措置
- (9) 自治体DX推進計画の実現に向けた支援の拡充
- (10) 基幹統計調査結果情報収集での自治体専用ページ設置
- (11) 税収の落込みに対し発行できる新たな地方債の創設
- (12) 国庫補助金等の予算措置
- (13) 随意契約に関する法令の改正

【要望内容】

(1) 地方分権改革における「提案募集方式」の推進

提案募集方式では、一律に具体的な支障事例を求めることなく、町村の意見を取り入れ、制度の見直しを行うとともに、財源を伴った事務・権限の移譲を一層推進すること。

(2) 町村事務負担の軽減

町村に対する行政計画・調査・照会業務については、多様な分野において増加して

おり、通常業務に支障をきたしかねないため、廃止・統合を含めた必要な見直しを行い、町村事務の負担軽減を図ること。

(3) 自主財源による行財政運営

ア 地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自律性向上を実質的に担保するものであることから、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方の税源配分を見直すこと。

イ ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、アクセス道路の整備・維持管理、農薬・水質調査等の環境対策など、特有の様々な行政需要に対応しており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっていることから、今後とも、現行制度を堅持すること。

ウ 固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税であることから、納税者が理解しやすく、かつ今後は、制度の根幹を揺るがすような見直しや国の経済対策に用いることのないようにすること。

エ 町村は、災害や税収の変動など将来の備えとして、基金の積立てを行っており、基金の増加をもって、地方への必要な財政措置を削減するようなことはしないこと。

オ 地方消費税の精算基準については、最終消費地と税収の最終的な帰属地が一致しているとは言い難いため、より適切な精算制度を構築すること。

カ 令和5年度から導入予定の地方税統一QRコードを活用したキャッシュレス収納については、現段階では「地方税」のみの取扱いとなっているが、自治体には、国民健康保険料や介護保険料などがあり、これらにおいても、地方税統一QRコードの対象となるよう拡大を図ること。

キ ふるさと納税ワンストップ特例制度に係る所得税控除相当額については、個人住

民税から控除することになっており、自治体の負担となっているため、個人住民税減収分を全額国費で補填するなど、制度の改善を図ること。

(4) 地方交付税改革の推進

ア 地方の社会保障関係費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源の総額を引き続き確保するとともに、臨時財政対策債制度を速やかに廃止すること。

また、地域手当の超過支給を理由とする特別交付税の減額措置については、地方自治の独自性を阻害するものであることから廃止すること。

イ 国策として、訪日事業を進めるなかで、現在の地方交付税は、観光関連の財政需要を考慮した算定方法になっていないため、町村の独自財源確保に委ねることなく、国として観光関連の財政需要を考慮した交付税算定を行い、必要な財政措置を講ずること。

ウ 地方交付税の算定にあたっては、財政需要を的確に反映させ、町村における毎年度の予算編成に支障が生じないように、十分な財政措置を講ずること。

(5) 地方公務員の給与制度における地域手当

地域手当の支給割合は、生活実態に差のない近隣自治体との格差が生じないように、人材確保の面からも支給割合の見直しを行うこと。

また、現在は、これを補正するため、中核的な市（都道府県庁所在地又は人口30万人以上市）への通勤者率が高い地域については、6級地または7級地とするとされているが、中核市の指定要件は人口20万人以上であることから、中核的な市の要件を、都道府県庁所在地又は人口20万人以上市又は施行時特例市とすること。

(6) 地方創生の推進

ア 「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、令和5年度においては、引き続き事業費の財政措置を確実に講ずるとともに、令和6年度で事業年度が終わ

るため、地方創生に向け、自治体の実情に応じた取り組みを、継続的かつ主体的に進めていくための制度を新たに構築し、その財源を十分に確保すること。

イ 地域再生計画に基づく計画事業に対しては、今後とも交付金の必要額の確保とともに、地方の意見を聞き、より自由度の高い活用しやすい制度とすること。

(7) 空き家対策に対する財政措置

空き家対策については、空家等対策計画を策定し、様々な施策を推進しているが、自治体が更に空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、町村の空き家を予防するための周知や空き家の継続的な調査に要する費用をはじめとして、空き家の活用に対する補助など空き家対策に要する費用等に対し、必要な財政支援を強化すること。

(8) マイナンバーカード利活用推進における財政措置

マイナンバーカードの利便性向上を推進する中で、必要となる人員の確保等に係る経費については、全額国負担とし、必要な財政措置を講ずること。

また、マイナンバーカードの取得を推進するうえで、個人情報への配慮といった安全性についてしっかり周知すること。

(9) 自治体DX推進計画の実現に向けた支援の拡充

ア 自治体DX推進計画の実現に向け、町村がデジタル技術やデータを活用した行政サービスを行うにあたり、国は施策に対する財政措置を拡充するとともに、デジタル化の阻害要因がないか現状を把握し、町村が足並みを揃えて取り組むことが出来る環境整備を図ること。

イ 全国の自治体がデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用して整備したシステムについては、事例としてだけ展開するのではなく、国の標準パッケージとして、どの自治体も活用できるよう提供し、足並みを揃えたデジタル化を推進できるようにすること。

ウ 国の重点施策である「自治体の情報システムの標準化・共通化」において、国の標準仕様から外れる関連システムの再構築に係るシステム改修費について、国は財政措置を講ずること。

(10) 基幹統計調査結果情報収集での自治体専用ページ設置

各種基幹統計調査結果の情報収集の際に、対象が特定出来る等の理由から、大都市と町村と同一レベルの情報が公開されていない場合があるが、行政情報収集の観点からも町村利用する際に、煩雑な手続きをとることなく情報収集ができるよう、自治体専用ページを設ける等の方策を構築すること。

(11) 税収の落込みに対し発行できる新たな地方債の創設

現行制度では、災害等で基準財政収入額に算定されない税目の収入が減少しても、減収補てん債を発行することができないことから、災害等の影響により、減収補てん債の対象とならない税目が著しく減収となった際に、財源補てんとして発行できる地方債を創設すること。なお、本起債の償還分を交付税算入することは求めない。

(12) 国庫補助金等の予算措置

町村が行う補助金交付対象事業については、国は、厳しい財政状況であっても、町村の円滑な事業執行と負担軽減のため、安定した国庫補助金の予算確保を図ること。

(13) 随意契約に関する法令の改正

地方自治法施行令で定められている随意契約については、物価の上昇など、時勢に合わせた適切な改正を行い、地方公共団体の事務量軽減を図ること。

2 防災・防犯対策の充実強化

提出先 内閣府・総務省・警察庁

【要望項目】

- (1) 地震等防災対策の充実強化
- (2) 原子力災害対策の強化
- (3) 防犯環境の視点からのまちづくりの推進
- (4) 警察官の増員と交番の増設
- (5) 公共施設等総合管理計画推進の円滑な運用
- (6) 防災・減災対策への迅速な対応
- (7) 災害等における避難所開設に伴う財政措置
- (8) 災害発生時情報共有化システムの創設

【要望内容】

(1) 地震等防災対策の充実強化

ア 南海トラフ地震、東海地震、神奈川西部地震など緊迫性が指摘される中、地震活動及び津波に関する観測・監視体制の整備と維持管理の強化を図るとともに、決定された「大規模地震防災・減災対策大綱」に基づき、定められた対策を関係自治体と連携し、「総合防災情報システム」の効率的な運用によって、住民の生命・身体・財産を守るために、財政的支援を含めた災害対策の強化を図ること。

イ 社会資本重点整備計画に掲げられた官庁施設耐震基準 100%の目標を早期に達成するため、老朽化対策への財政支援のさらなる強化とともに、「市町村役場機能緊急保全事業」は、住民合意を得るに十分な期間を設けた制度として早急に創設すること。

ウ 地域防災力の強化の必要性から、消防団員確保のための施策を実施するにあたり、

適切な支援措置を講ずること。

エ 平成29年3月の道路交通法改正まで、普通免許で運転可能であった5t消防ポンプ車については、消防団員の新たな負担とならないよう、講習受講による免許取得ではなく、従来のおり、普通免許で運転が可能となるような制度を構築すること。

また、消防職員についても中型免許以上の取得が負担とならないよう財政措置を講ずること。

オ 消防広域化の支援にあっては、広域化が進展しない要因の把握とともに、必要な措置を講じ、広域化に伴う運用経費についても財政支援制度の拡充を図ること。

カ 激甚化・頻発化する大規模災害に対して、防災・減災事業が確実に実施できるよう緊急防災・減災事業債を恒久化し、対象拡充をするとともに、十分な財源措置を講ずること。

キ 自主防災組織が「自助」「互助」を高めるために設置する防災倉庫について、国が示す技術的助言における「人が立ち入らないもの」という前提条件を早急に見直すこと。

ク 災害時に避難情報等を一斉発信することで、正確な情報を適時に収集できる防災行政無線は、身体・生命・財産を守る重要な手段である。デジタル方式に更新した当該システムについて、各種機器が新たに更新時期を迎えるため、当該システムを安定的に使用できるよう、更新に対する十分な財政支援を講ずること。

(2) 原子力災害対策の強化

「原子力災害からの福島復興の加速のための基本方針」を踏まえ、福島第一原発事故の早期収束に万全を期すこと。

特に、汚染水問題を含む廃炉に向けた取組については、「中長期ロードマップ」に沿って、国の責任において着実に実施すること。

(3) 防犯環境の視点からのまちづくりの推進

子供の安全確保の観点からまとめられた「登下校防犯プラン」に基づき、町村が進める道路、公園等の公共施設への防犯灯や防犯カメラ、緊急通報システムなどの整備に対しては、社会資本整備総合交付金による支援ではなく、単独の財政的支援措置を講ずること。

(4) 警察官の増員と交番の増設

虐待や特殊詐欺被害などが後を絶たないなかで、住民の生命の安全と財産を保護し、体感治安向上を図るため、町村部への警察官のさらなる増員配置と交番の増設、並びに関連する予算について措置を講ずること。

(5) 公共施設等総合管理計画推進の円滑な運用

ア 公共施設等の老朽化対策と適正管理を推進するために町村が策定した「公共施設等総合管理計画」の取組みを一層本格化させるために、町村の実情を踏まえ、十分な財源を確保すること。

また、町村がその実情によって条例で独自に設置する施設についても、その取扱いに差のないものとする。

イ 公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設等の集約化・複合化、長寿命化といった事業に活用でき、公共施設等の見直しを推進していく上で非常に有効な地方債であるが、借入要件に該当しない場合があるため、各町村の実情に応じて柔軟な運用ができるよう制度の見直しを行うこと。

(6) 防災・減災対策への迅速な対応

頻発する災害を踏まえ、年度途中でも緊急的・機動的に防災・減災対策に寄与するために創設された事業の運用にあたっては、住民の生命・財産を守る町村と連携するとともに、今後も事業費の拡充を図ること。

(7) 災害等における避難所開設に伴う財政措置

避難者の健康管理上の配慮等で、ホテルや旅館などの宿泊施設を借り上げる場合、災害救助法の適用基準に該当しない場合でも、必要な財政措置を講ずること。

また、住民の生命・財産を守るため、災害救助法適用以前に、住民を避難させ、避難所を開設した場合であっても、必要な財政措置を講ずること。

(8) 災害発生時情報共有化システムの創設

令和6年度から運用開始を想定する「防災デジタルプラットフォーム」については、災害時に迅速かつ有効に町村が活用出来るようにするとともに、運用にあたっては、町村に新たな財政負担が生じないような制度として創設すること。

3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

提出先 総務省・法務省・農林水産省・経済産業省・環境省・防衛省

【要望項目】

- (1) 森林等自然環境の保全
- (2) 循環型社会形成の一層の推進
- (3) 地球温暖化防止に向けた支援の充実
- (4) 航空機による騒音対応の強化
- (5) 新たな外国人材受入れ環境の整備

【要望内容】

(1) 森林等自然環境の保全

ア 個人住民税と併せて徴収される森林環境税については、納税者の混乱を招かぬよう、周知・徹底を図るとともに、徴収事務の自治体への負担軽減を図ること。

イ 創設された森林管理システムについて、町村の意見を常に聞きながら、業務運営対応力向上を図るための支援措置を講ずること。

(2) 循環型社会形成の一層の推進

ア 廃棄物の発生を抑制するとともにリサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層徹底すること。

イ 町村が整備を進めている廃棄物処理施設は、循環型社会の形成のために欠くことができない施設であるのみならず、災害時には、一時的に大量に発生する災害廃棄物を適正に処理するための受け皿となる重要な施設であることから、国の循環型社会形成推進交付金については、町村の要望額に応じ必要な予算額を確保すること。

(3) 地球温暖化防止に向けた支援の充実

- ア 地球温暖化の防止、エネルギーの地産地消や地域の活性化を図るため、町村等が整備する太陽光、風力、水力発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、手続きの簡素化を図ること。
- イ 再生可能エネルギー設備等及び省エネルギー設備等のさらなる普及拡大を図るため、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をより活用しやすいように脱炭素先行地域づくり事業及び重点対策加速化事業における認定要件の緩和を行うこと。また、交付率について地方自治体に多大な財政措置が生じないよう見直しを図ること。
- ウ 専門人材の派遣や、地球温暖化防止対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の共同策定のマッチングなど、町村の脱炭素に向けた取組を後押しする支援を充実させること。

(4) 航空機による騒音対応の強化

- ア 自衛隊や米軍による飛行訓練等において、機体から発せられる轟音や低空飛行による脅威に対し、国は、事前に情報提供を行うとともに、住民への十分な説明を行うこと。
- イ 現在、自衛隊航空機や米軍航空機別に複数の問い合わせ先が設けられているが、住民は地上から判別できない場合もあるため、航空機が不明な場合であっても一括して対応可能な問い合わせ先を設けること。

(5) 新たな外国人材受入れ環境の整備

外国人が地域において円滑な生活を送るための医療や福祉サービス及び災害などの外国人受入れ環境の整備にあたって、国は、町村との連携を強化するとともに、必要な支援体制を講ずること。

4 保健・医療・福祉対策の充実強化

提出先 内閣府・厚生労働省・文部科学省

【要望項目】

- (1) 地域保健医療対策の充実
- (2) 国民健康保険制度等の改革
- (3) 介護保険制度の充実
- (4) 少子化対策の充実
- (5) 障害者福祉施策の充実
- (6) こども家庭庁の創設に伴う情報提供
- (7) 2040年を見据えた社会保障制度の見直し
- (8) 子供の貧困対策のためのデータベース化
- (9) 隣接自治体との生活圏等を勘案した生活保護級地の見直し

【要望内容】

(1) 地域保健医療対策の充実

ア 産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講ずること。

イ 予防接種の健康被害等の救済制度においては、申請手続きの簡素化と迅速な審査を行うこと。

ウ 町村が実施する各種がん検診が継続的に実施できるよう十分な財政措置を講ずるとともに、おたふくかぜ等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に予防接種法における定期接種の対象とすること。

その際には、本来その財源を含め、国の責任において実施されるべきものである

ことから、地方交付税等の措置ではなく、費用の全額を国の責任において措置すること。

エ 学童期以降の百日咳とポリオに対する免疫を維持するため、実情に合った接種ができるよう、現行制度の見直しを行うこと。

(2) 国民健康保険制度等の改革

ア 新たな国民健康保険制度を円滑に運営するため、保険料水準に激変が生じないよう、国保事業納付金は医療費水準に基づくものとする。

激変が生じる場合には、経過措置を十分設けるとともに、経過措置に必要な財源については、都道府県設置の財政安定化基金の交付事業財源として確実に確保すること。

イ 法定外繰入やその背景にある保険料水準など「財政上の構造問題」に対する3,400億円の財政基盤強化策の効果を検証するとともに、今後も医療費の増加が見込まれることから、必要な追加支援策の一層の強化を図ること。

ウ 国民健康保険財政調整交付金や国民健康保険健康診査・保健指導国庫負担金など、負担割合が法令等で規定されている交付金等は負担割合を遵守すること。

特に、国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担は、健康診査受診率を上げるためにも、実支出額に見合う交付額となるように、算定方法を見なおすこと。

エ 18歳以下の被保険者に係る均等割保険料を免除するなど、子育て世帯の負担軽減策をより一層拡大するとともに、国においてその財政措置を講じること。

オ 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による国民健康保険料（税）の減免及び新型コロナウイルス感染症に罹患した者等を対象とする傷病手当金に対する財政支援について、新型コロナウイルス感染症による影響が続く間は、引き続き実施するとともに、全額国負担とし、必要な財政措置を講ずること。

(3) 介護保険制度の充実

ア 介護給付費国庫負担金については、定額負担金率をより増やすとともに、財政調整交付金を別枠として措置するなど、財政的支援を強化すること。

また、「保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）」の財源については、予算額の増額とともに、調整交付金等の現行の介護保険財源を活用せず、その外枠で確保すること。

イ 介護報酬の地域区分の見直しにあたっては、市町村ごとの決定ではなく、同じ生活圏とするなど、より広域での設定とし、地域によりサービスに格差が生じないよう、地域の実情に十分に配慮すること。

ウ 地域包括ケアシステム構築の実現に向けては、市町村が設置する地域包括支援センターがその中核的な役割を十分担うことができるよう、業務実態が反映された適切な報酬額に見直すとともに、専門職員配置等の人的支援を行うこと。

エ 地域包括支援センターの職員配置については、令和元年度から「準ずる者」の規定が強化されている。しかしながら、小規模な町村では、特に医療系人材の確保や定着が極めて困難であることから柔軟な対応を行うこと。

オ 介護保険制度の見直しや介護報酬の改定等にあたっては、被保険者であり、また利用者でもある住民が、もっとも影響を受ける立場にあることを認識し、十分な準備期間と住民への周知期間を確保できるよう、必要な条例等の整備ができる期間を確保すること。

また情報提供は、最終案として町村が検討できる期間を配慮し、提供すること。

カ 介護保険制度の見直しや介護報酬の改定等に伴い、システム改修が必要となった場合の補助について、国の責務として、実際に支出する事業費を補助対象基準とし、補助率も拡大すること。

キ 介護療養病床等からの介護医療院への転換にあたっては、保険者における介護保

険事業計画に基づく計画的な保険運営の確保と介護保険財政へ支障をきたすと認められる場合等においては、他の施設サービス等と同様、自治体の指定拒否を認める総量規制の対象とすること。

ク 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に対する財政支援について、減免が続く間は、引き続き実施するとともに、全額国負担とし、必要な財源措置を講ずること。

(4) 少子化対策の充実

ア 子育てにおける親の経済的負担の軽減や、出産後の雇用の確保など安心して出産。子育てができるようにするための子育て支援策の充実・強化を図ること。

特に、待機児童解消に向けた保育所等の整備促進や保育士の確保に向けた人材育成の支援については、私立・公立保育所を問わず人件費等に対する補助を充実すること。

イ 幼児教育・保育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保することとされているが、地方の財政状況に関わらず、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確実に確保すること。

また、新子育て安心プランにあるとおり、引き続き、待機児童問題の解消にも取り組むとともに、教育や保育の内容及び質を高めること。

ウ 小児・ひとり親家庭等医療費については、国の統一的な制度として新たな助成制度を創設するとともに、子ども・子育て支援交付金に位置づけられている病児保育事業等の各種事業について、保護者のニーズに対応できるよう補助基準額の見直し（増し）を行うこと。

エ 令和3年度に「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」が新たに創設されたが、一定の基準を満たさない対象施設等を利

用する満3歳児以上の子どもの利用料は支援の対象外となっているため、幼児教育・保育の無償化の対象となっていない、いわゆる「幼児教育類似施設」に通う保育の必要性のない子どものうち、満3歳児以上の子どもの利用料が無償化されるよう制度の見直しを行うこと。

(5) 障害者福祉施策の充実

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業については、国の義務的経費と位置づけ、町村に超過負担が生じないように、十分な財政措置を講ずること。

また、重度障害児者の生活安定と福祉の向上を図るため、国の統一的な制度として重度障害児者医療費助成制度を創設すること。

(6) こども家庭庁の創設に伴う情報提供

こども家庭庁の創設にあたっては、町村への情報提供を適切かつ速やかに行い、町村の実務に混乱が生じないように進めること。

(7) 2040年を見据えた社会保障制度の見直し

高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据えて、「受益」と「負担」の均衡のとれた持続可能な社会保障制度の確立に向けた取組が進められているが、社会保障制度改革を進めるにあたっては、国・県・町村のそれぞれの事務が可能な限り簡素化できるよう、制度の抜本的な見直しを行うこと。

(8) 子供の貧困対策のためのデータベース化

子供の貧困実態を把握するための町村情報のデータベース化にあたっては、情報管理について町村と連携し、十分留意すること。

(9) 隣接自治体との生活圏等を勘案した生活保護級地の見直し

生活保護法において、自治体ごとに定められている級地だが、隣接する自治体との人的・経済的結びつきがあり、生活圏が密接に重なり合っているものの、保護の内容に不均衡が生じている状況が見受けられるため、級地区分を見直し、級地格差を是正

ること。また、見直しの際には、現在の生活保護基準額を下回ることがないようにすること。

5 産業の振興及び観光施策の推進

提出先 経済産業省・中小企業庁

【要望項目】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) ジビエ活用を重視した有害鳥獣施策推進の見直し(2) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る活動経費単価の見直し(3) 地域産業振興対策等の推進(4) 観光施策の推進 |
|---|

【要望内容】

(1) ジビエ活用を重視した有害鳥獣施策推進の見直し

深刻化・広域化する鳥獣被害対策で、ジビエを活用した取り組みが進められているものの、本来は、地域における個体の減少、撲滅が大きな目的であることから、捕獲従事者への負担は、ジビエ活用の有無とは関連なく、地域性に鑑み、支援策の差異を見直すこと。

(2) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る活動経費単価の見直し

有害鳥獣の捕獲に伴う捕獲活動経費は、鳥獣被害防止総合対策交付金の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により、単価が定められているが、捕獲者の対価に見合っていない状況から、単価の見直しを行うとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金にて措置している鳥獣被害対策実施隊の報酬及び保険について、全額措置を講じること。

(3) 地域産業振興対策等の推進

地域商工業の支援ニーズに迅速かつ的確に対応し得るよう、商工会等による経営指導体制の強化など、適切な措置を講ずること。

また、地域中小小売店の振興や地域コミュニティーを担う商店街の活性化を図るため、農商工連携の推進や商業基盤整備、空き店舗対策、イベントの開催など、商店街

や小規模企業に対する支援の拡充を図ること。

特に、地域の伝統工芸品やブランド開発など地場産業の振興を図るとともに、起業や転業、副業による関係人口増加など持続可能な地域形成への積極的支援を行うこと。

(4) 観光施策の推進

ア インバウンド需要拡大を図るため、関係自治体がメディアを通じての情報発信や Wi-Fi 環境等の情報インフラ整備などを行う場合は、必要かつ十分な財源確保を図ること。

イ 国内観光の活性化を図るため、地元の観光資源を活用したニューツーリズム事業を自治体が行う場合は、積極的な財政支援を行うこと。

ウ 観光客に対して被害を及ぼすヤマビルは、国内外の誘客において障害となり、観光事業への打撃も深刻な状況であるため、国内観光の活性化及び安全性の確保を図るため、ヤマビル対策に資する環境整備等に係る財源の確保を図ること。

また、環境整備等にとどまらず駆除したヤマビルの肥料化等の活用法の研究を推進・支援すること。

6. 都市基盤等の整備促進

提出先 国土交通省

【要望項目】

- (1) 道路整備の財源確保
- (2) 道路整備の促進
- (3) 河川海岸の整備促進
- (4) 上下水道の整備促進
- (5) 社会資本整備総合交付金の充実
- (6) 地域公共交通の充実
- (7) 街区公園等規模の小さな公園の大規模改修及び新規整備に係る補助制度の創設

【要望内容】

(1) 道路整備の財源確保

災害発生時の重要な交通網を担うインフラの一つである道路は、地域の安全・安心の観点及び、老朽化対策の推進など町村の要望に十分応えられるよう、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金の所要額を現在の交付金として確保するとともに、その予算額は、それぞれの交付金の外枠で確保し、運用にあたっては、各自治体の自由度を高め、実情に即した対応が可能となるようにすること。

(2) 道路整備の促進

計画されている国道整備については、その整備による周辺地域のまちづくりや活性化に大きく影響するだけでなく、代替輸送路等としての役割も大いに期待されるものであることから、事業化区間の早期完成、また未事業化区間の早期事業化を図ること。

(3) 河川海岸の整備促進

ア 相模川の堰堤未整備区域について、大雨による大規模な水害に発展する懸念があるため、全域整備を早期に完了させること。

イ 海岸の浸食傾向が著しく、砂浜の回復が喫緊の課題となっている相模湾沿岸は、国の直轄事業として、全国初となる岩盤型S e i S Y o工法という新たな技術を導入した保全対策を進めているが、計画は18年と長期に渡ることから、より具体的な施工方法を早期に決定し、計画期間の延伸がないよう、早期完了をめざし、安定的かつ持続的に海岸保全を図ること。

(4) 上下水道の整備促進

ア 有害な鉛が水道水に溶け出す鉛製水道管の取替工事は、水質基準の強化もあり、早急に完遂する必要があるが、財政基盤の脆弱な水道企業体にとって取替工事費の増嵩は大きな負担となることから、緊急対策として、老朽化した鉛管等を耐震性を視野に入れた新設管への取替えに係る補助制度を創設すること。

イ 下水道事業補助対象事業費については、下水道の普及率が低い町村に重点配分するとともに、町村の要望に十分に応えられるよう、引き続き所要額を確保すること。

ウ 全ての事業者が耐震化等の対策を推進することができるよう、生活基盤施設耐震化等交付金採択基準のうち、資本単価要件及び家庭用水道料金の要件を撤廃すること。

エ ろ過設備を有し、濁度の基準を満たす浄水施設において、クリプトスポリジウム等を十分に除去し、より安全な水道水を供給するために、併設して新たに紫外線処理設備を整備する場合も、補助対象となるよう採択基準を拡大すること。

(5) 社会資本整備総合交付金の充実

ア 社会資本整備総合交付金制度は、地方公共団体の創意工夫を活かした都市基盤整備を推進するうえで有意義な制度であるため、交付金の個別補助化はしないこと。

イ 社会資本整備交付金は、更新を含めた建設、改築等が確実に実施できるよう、必要な財源を確保するとともに交付金対象外の事業について、長期安定的に道路整備及び管理を推進することができるよう、本交付金の対象とすること。

また、交付金の内示額については、要望額を下回る状況が続き、一般財源等により対応せざるを得ない状況となっており、当該交付金を前提とした予算編成が組みにくい状況となっていることから、適切な所要額の予算を確保すること。

ウ 橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を講じること。

(6) 地域公共交通の充実

国の地域公共交通確保維持改善事業について、路線追加に対する支援制度及び不採算等による路線からの撤退を防止するとともに、交通事業者の人員不足解消についての支援制度をより充実させること。

また、地域の実情を踏まえ、町村が単独で行っている交通事業者に対する補助制度についても柔軟性を持たせ、さらに財政面の補助について、町村の要望に十分に応えられるよう、所要額を確保すること。

(7) 街区公園等規模の小さな公園の大規模改修及び新規整備に係る補助制度の創設

町村においては、小規模な都市公園が多い中で、大規模改修や新規公園を整備する場合、該当する補助制度がないため、補助制度を創設すること。

7 教育の振興

提出先 文部科学省

【要望項目】

- | |
|-------------------------------|
| (1) 就学前児童の教育充実
(2) 学校教育の振興 |
|-------------------------------|

【要望内容】

(1) 就学前児童の教育充実

子育てのための施設等利用給付交付金については、補助対象事業費の額に圧縮率を乗じた額とならないよう、事業の遂行に必要な所要の国費を確保し、地方公共団体の超過負担が生じないようにすること。

(2) 学校教育の振興

ア 特別支援教育が全学校において実施されているが、教員の加配等が十分に行われていない現状から、障がいのある児童・生徒に対する教育の充実を図る上で、国の責任において、特別支援教育コーディネーター（教育相談コーディネーター）、特別支援教育支援員、発達障がいに詳しい臨床心理士などの人的整備を一層充実するとともに、その経費に係る財政的措置を講ずること。

イ 新学習指導要領における小学3・4年生の外国語活動や小学5・6年生の外国語教育を円滑に実施できるよう、外国語指導者（FLT）及び外国語指導助手（ALT）の配置や指導環境の構築、指導教材の充実のための経費に係る財政的措置を講ずること。

ウ 小中学校のプログラミング教育が円滑に実施できるよう、教員に対するサポート体制のための支援員等の配置経費に係る財政的措置を見える形で講ずること。

エ 国のGIGAスクール構想に伴う端末整備等の経費は予算措置されるが、その後の実施に伴う通信費等のランニングコストや機器の維持管理及び更新費用については、校外や家庭での活用に伴う通信費等の費用も含めて、交付税措置によらず、補助制度による財政支援を講ずるとともに、児童生徒の安全・安心が保障されるよう確認しながら取組を進めること。

オ 外国人児童生徒等に対する各言語の通訳や生活支援などのコーディネートを専門とする人材の配置に係る財政的・人的支援及びこうした人材派遣に係る実効性のある制度を構築すること。

カ 学校の老朽化及び災害時に避難所となる施設の大規模改修や生活環境の変化に対応したトイレの洋式化については、文部科学省が定めた整備目標を前倒しで達成すべく、当初予算における財政措置を拡充するとともに、実態に即した内容とすること。

なお、学校の改修等は、安全性の観点等から時期を延伸すべきではないため、速やかに十分な予算額の確保を行うこと。

キ 国が定める学校施設環境改善交付金の算定方法は、実工事費と配分基礎額とを比較し、いずれか低い額を用いるため、実工事費を大きく下回る交付額となっているのが実態であり、交付金の趣旨からして、実工事費に見合う交付額となるよう交付金の算定方法を見直すこと。

ク デジタル教科書は、令和6年度に本格導入を目指すにあたり、実証検証結果やアンケート調査結果等を公開し、町村や児童生徒が不安や懸念を抱かぬよう制度設計を進めること。